

実証試験要領に関する主な修正点（案）

改訂理由	現行（平成 19 年度）		改訂案（平成 20 年度）	
<p>ワーキングの議論のなかで、複数年度に跨る実証試験に対応すべきである、とのご指摘を受けたことに対応するもの。</p> <p>【調整中】</p>		(なし)	P4 L9	<p>1. 環境省 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書を承認する。
		(なし)	P4 L20 -21	<p>3. 閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書の承認にあたり、助言を行う。
		(なし)	P5 L3	<p>4. 実証機関 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書を作成する。
		(なし)	P5 L13 -14	<p>5. 技術実証委員会 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書の作成にあたり、助言を行う。
		(なし)	P5 L26 -27	<p>6. 環境技術開発者（実証申請者） (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書の作成において、実証機関に協力する。
	p12	<p>4. 実証試験計画の策定</p> <p>以上の検討を基に、実証機関は付録 2 の各項目を含む実証試験計画を作成する。実証機関は実証試験計画について、環境技術開発者、実証試験実施場所の所有者または管理者の承認を得る。</p>	P12 L21 -22	<p>4. 実証試験計画の策定</p> <p>以上の検討を基に、実証機関は付録 2 の各項目を含む実証試験計画を作成する。<u>ただし、試験期間が複数年度に跨る実証事業については、初年度に作成する計画に試験期間における全日程を定める。</u></p> <p>実証機関は実証試験計画について、環境技術開発者、実証試験実施場所の所有者または管理者の承認を得る。</p>

改訂理由	現行（平成 19 年度）		改訂案（平成 20 年度）	
<p>ワーキングの議論のなかで、複数年度に跨る実証試験に対応すべきである、とのご指摘を受けたことに対応するもの。</p> <p>【調整中】</p>		(なし)	P15	<p>VI. 実証試験中間報告書の作成</p> <p>複数年度に跨る実証試験の場合は、実証機関は、最終年度を除き、年度ごとの実証試験の結果を実証試験中間報告書として報告する。実証試験中間報告書に記載する内容は付録 3：実証試験中間報告書 様式の通りである。</p> <p>技術実証委員会は、参考意見として実証試験の継続にあたっての留意事項を示す。</p> <p>実証機関が実証試験中間報告書の原案を策定し、記載の誤り等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験中間報告書を取りまとめる。環境省に提出された実証試験中間報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得る。実証機関は承認された実証試験中間報告書に記載された内容を踏まえ、実証試験計画の見直しを行う。</p>
		(なし)	P42-48	<p>付録 3：実証試験中間報告書 様式 (省略：資料 7 参照)</p>
<p>実証試験を実施するなかで、やむをえない事情により実証期間を延長する必要が生じたことに対応するもの。</p> <p>【調整中】</p>		(なし)	P15	<p>VII. 実証試験の延長申請</p> <p>止むを得ない事情により実証試験を延長せざるを得ない場合、実証機関は実証試験延長申請書を作成し、環境省に提出する。実証試験延長申請書に記載する内容は付録 4：実証試験延長申請書（実証試験中間報告書） 様式の通りである。</p> <p>実証機関は実証試験延長申請書の原案を策定し、記載の誤り等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験延長申請書を取りまとめる。環境省に提出された実証試験延長申請書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得る。実証機関は承認を得た実証試験延長申請書に記載された内容を踏まえ、実証試験計画の見直しを行うとともに、実証試験中間報告書を作成する。この場合の実証試験中間報告書は、実証試験延長申請書に準ずる。</p>
		(なし)	P49-56	<p>付録 4：実証試験延長申請書（実証試験中間報告書） 様式 (省略：資料 7 参照)</p>

改訂理由	現行（平成 19 年度）		改訂案（平成 20 年度）	
<p>ワーキングの議論のなかで、複数の技術の組み合わせによる、システム化された技術の実証を行うべきである、とのご意見を踏まえ、当該分野の受け入れ体制を整えるもの。</p>	P6	<p>2. 申請 実証申請者は、申請者が保有する技術・製品の実証を、実証機関に申請する。申請内容・添付書類は表 2 の通りとする。実証申請者は、付録 1 に定める「実証試験申請書」に必要事項を記入し、指定された書類とともに、実証機関に提出する。 表 2 の他にも、実証機関から追加的に情報の提出を求められた場合、実証申請者は速やかに対応する。</p>	P6 L19 -21	<p>2. 申請 実証申請者は、申請者が保有する技術・製品の実証を、実証機関に申請する。申請内容・添付書類は表 2 の通りとする。実証申請者は、付録 1 に定める「実証試験申請書」に必要事項を記入し、指定された書類とともに、実証機関に提出する。 表 2 の他にも、実証機関から追加的に情報の提出を求められた場合、実証申請者は速やかに対応する。 また、複数の環境に関する技術の開発者が、各々の技術を組み合わせ、一つの技術として申請する場合には、組み合わせられた技術に対して1つの「実証試験申請書」を実証機関に提出するものとする。</p>
<p>ワーキングの議論のなかで、実証試験結果報告書には技術の目的を記載すべきである、とのご指摘を受けたことに対応するもの。</p>	P15	<p>4. 実証対象技術及び実証対象技術の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の原理と構成 	P16 L7	<p>4. 実証対象技術の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の原理と目的
	P35	<p>4. 実証対象技術の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の原理と構成 	P40 L15	<p>4. 実証対象技術の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の原理と目的

※ その他、単純な時点更新、表現の適正化等を適宜行った。